

安平町浄化センター運転管理業務仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、安平町浄化センター（早来，追分）（以下「処理場」という。）及び汚水中継ポンプ所（以下「ポンプ所」という）の運転管理業務（以下「本業務」という）の処理について必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本仕様書に使用する用語のうち、その定義が明確でないものについては、次の各号に定めるところによる。

- 1) 下水道施設維持管理積算要領終末処理場・ポンプ場施設編（(社)日本下水道協会発行 2020年版）
- 2) 下水道維持管理指針 2014 年版（(社)日本下水道協会発行）

(法令の遵守)

第3条 本業務は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守して行うものとする

(業務対象施設)

第4条 本業務の対象施設は、次のとおりとする。

(1) 浄化センター（一般平面図、フローシートは別添付参照）

①早来浄化センター

供用開始：平成 16 年，分流式，OD 法，1 系列，処理能力 1,200m³/日

②追分浄化センター

供用開始：平成 14 年，分流式，OD 法，2 系列，処理能力 1,600m³/日

(2) 汚水中継ポンプ所

- | | | |
|----------------|---|--|
| ①早来第1号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×7m |
| ②早来第2号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.42m ³ /min×9m |
| ③早来第4号汚水中継ポンプ所 | … | 2.2kw×2 台，80φ×0.4m ³ /min×11m |
| ④早来第5号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×10m |
| ⑤遠浅第1号汚水中継ポンプ所 | … | 15kw×2 台，100φ×1.3m ³ /min×23.5m |
| ⑥遠浅第2号汚水中継ポンプ所 | … | 3.7kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×12m |
| ⑦追分第1号汚水中継ポンプ所 | … | 3.7kw×2 台，80φ×1.0m ³ /min×9m |
| ⑧追分第2号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×5m |
| ⑨追分第3号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×10m |
| ⑩追分第4号汚水中継ポンプ所 | … | 1.5kw×2 台，80φ×0.3m ³ /min×10m |

※早来第1及び早来第2汚水中継ポンプ所は令和8年度までにポンプの更新を実施。

(業務の範囲)

第5条 業務の適用範囲は、流入から放流までの水処理施設及び流入・放流管渠施設、場内給排水施設、管理棟及びその附帯施設（発電機類を含む）、ポンプ所とする。

(勤務時間及び配置)

第6条 勤務時間及び配置は次のとおりとする。但し、業務遂行上必要な場合は、委託者と受託者が協議のうえ定めることができる。

- 1) 午前8時30分から午後5時30分まで。
- 2) 週5日の常勤勤務とする。
- 3) 土曜、日曜、祝祭日、年末年始は、休日とする。
- 4) 緊急時の対応とする。（地震・風水害等による自然災害及び停電発生時は速やかに対応）
- 5) 勤務時間内は各施設1名以上の常駐とする。

(業務従事者等の配置)

第7条 委託者は、業務担当員を定め、受託者へ書面で通知するものとする。また、その内容を変更した時も同様とする。

- 2 受託者は、業務処理責任者を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に届けなければならない。また、その内容を変更した時も同様とする。
- 3 業務処理責任者は、委託者との連絡調整および本業務の従事者に対し指導・監督を行う者であり、常に連絡場所および連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(提出書類)

第8条 受託者は、業務の着手前までに、次の書類を1部提出しなければならない。

- 1) 業務実施計画書
 - 2) 着手届
 - 3) 管理組織表(管理組織、安全衛生管理、緊急連絡)
 - 4) 業務処理責任者等選定通知書(資格を証明する履歴を添付すること。)安平町様式第2号
 - 5) 従業員選任届(資格を証明する履歴を添付すること。)
 - 6) 事務室等使用願
 - 7) その他委託者が必要と認める書類
- 2 上記提出書類に変更を生じたときは、直ちに変更届を委託者に提出しなければならない。
 - 3 契約期間が満了した時は、速やかに業務報告書及び完了届を委託者に提出しなければならない。

(業務報告)

第9条 受託者は、本業務の実績を明らかにするため、本業務に係る書類、帳簿類を作成し、委託者に停滞なく提出する必要がある

- 2 受託者は、本業務に関わる書類、帳簿類を保存しなければならない。
- 3 前各号の報告書等の様式については、あらかじめ委託者の承認を得たものとする。

(守秘義務)

第10条 受託者は、本業務にて知り得たあらゆるデータ・技術・性能等を外部に漏らし、また、他の目的に利用してはならない。

第2章 業務体制

(業務処理責任者の専任)

第11条 受託者は、下水道技術検定第3種もしくは下水道管理技術認定試験（処理施設）の資格を有する者で、計画1日最大処理水量2800 m³/日を超える標準活性汚泥法あるいはオキシデーションディッチ法の運転管理業務の経験を5年以上有する者のなかから、本業務の処理責任者を専任しなければならない。

(業務処理責任者の職務)

第12条 業務処理責任者の職務は、次のとおりとする。

- 1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- 2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転に努めること。
- 3) 日常の業務執行状況を、随時、委託者に報告するとともに、必要に応じ協議を行うこと。
- 4) 従業員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

(法定資格者の選任)

第13条 受託者は、本業務の実施に必要な法定資格者を選任し報告しなければならない。業務に必要な資格は次のとおり。

- 1) 下水道技術検定第3種または下水道管理技術認定試験（処理施設）
- 2) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者講習修了者
- 3) 危険物取扱者（乙種第4類）
- 4) 労働安全関係で必要な資格者
 - ・酸素欠乏及び硫化水素危険作業主任者
 - ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
 - ・玉掛け技能講習修了者
 - ・有機溶剤作業主任者
 - ・クレーン運転業務特別教育修了者
 - ・アーク溶接業務特別教育修了者
 - ・自由研削と石取替等特別教育修了者
 - ・刈払機取扱作業安全衛生特別教育修了者
 - ・フルハーネス型安全帯特別教育修了者
- 5) その他維持管理業務に必要な全ての資格者

(従事者の配置)

第14条 受託者は、下水道処理施設の運転管理に関し専門的な知識を有し、かつ、その業務上必要な関係法令に精通して、円滑に業務を遂行する能力を有するものを従事者として配置しなければならない。

(従事者の職務)

第15条 業務従事者の職務は、次のとおりとする。

- 1) 各設備の構造、動作特性、管理状況および諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故においても適切に処置できるよう常に心掛けること。
- 2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転に努めること。
- 3) 技術・技能の向上および事故防止に努めること。

(緊急時の体制)

第 16 条 受託者は、大雨、台風、地震、重大事故、施設の運転に支障のある重大事故等の緊急時に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

- 2 受託者は、緊急時には、あらかじめ定めた非常配備計画に従い、速やかに従事者を所定の場所に配備しなければならない。

(緊急時の措置)

第 17 条 受託者は、大雨、台風、地震、重大事故、施設の運転に支障のある重大事故等の緊急時には、応急処置を行い、委託者に運転状況を速やかに報告するとともに、その措置について協議しなければならない。

(受託者の創意工夫)

第 18 条 受託者は、本業務の履行にあたり常に創意工夫を心掛け、経済的かつ効率的な運転を目指さなければならない。

(安全・衛生の確保)

第 19 条 処理場には、多くの機械・電気設備等が設置され、また酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所が多いため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意しなければならない。

- 2 下水中には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生には十分留意しなければならない。

- 3 受託者は、従事者の安全の確保に十分留意し、万が一事故が発生した場合は、従事者の救助および応急処置を最優先し、その後速やかに委託者に報告しなければならない。

(火災の防止)

第 20 条 受託者は火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止等)

第 21 条 受託者は、現場における設備機器、備品工具等の盗難、および不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃・整頓)

第 22 条 受託者は、業務場所を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理、整頓し、清潔に努めなければならない。

(事務室等の使用)

第 23 条 本業務の履行にあたり受託者が使用する事務室、休憩室、浴室等（以下、「事務室等」）は期間中、無償で貸与するものとする。

- 2 事務室等の使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合には、受託者の負担において修復しなければならない。

- 3 受託者は、業務遂行上必要な連絡車両及び従事者の通勤車両の駐車場用地を使用できるものとする。

(貸与品)

第 24 条 本業務の履行に必要と認めた次の各号のものは委託者が貸与するものとする。

- (1) 工事完成図書
 - (2) 水質試験関係備品等
 - (3) 運転監視システム関係備品等
 - (4) 保守点検関係備品等（特殊工具含む）
 - (5) その他、委託者が必要と認めたもの。
- 2 受託者は、貸与されたものについては台帳にて管理をし、その保管状況を常に把握できるようにしなければならない。また、き損、盗難、紛失等が生じた場合には委託者に報告するとともに弁償しなければならない。
 - 3 点検整備、小修理に必要な小型・特殊工具類や測定器具類は、原則として受託者の負担とする。

(備品等の持ち出し禁止について)

第 25 条 受託者は、業務以外の目的で施設内の土地・建物・備品等を使用または場外に持ち出してはならない。

(事務用品等)

第 26 条 業務処理に必要な事務器具、事務用品は、受託者の負担とする。

(従事者の服装等)

第 27 条 従事者には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを明示する社章等を着用させる。

- 2 業務処理責任者、及び法定資格者には、当該作業時において資格証を携帯させる。

(疑義等)

第 28 条 本仕様書に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定めるものとする。

- 2 本仕様書に明示されていない事項について必要がある場合には、両者協議の上定めるものとする。

第 3 章 業務内容

(運転操作監視業務)

第 29 条 本浄化センター内設備等を適正に運転するために次に掲げる業務を行う。

- (1) 監視室における監視、操作、記録等の作業。
 - (2) 現場における機器の操作、記録等の作業。
 - (3) 電気室内における計器類の指示値の記録等の作業。
 - (4) 監視室内の整理、清掃等の作業。
- 2 受託者は、前項に定める業務を行うにあたっては、各設備の目的、役割および機能を十分理解し、設備の運転操作および稼働状況の監視をおこなわなければならない。

- 3 受託者は、施設の運転を行うにあたっては、経済的かつ効率的に運転管理を行うとともに、委託者と電力会社とのあいだで定める契約電力を維持するよう努めなければならない。

(保守点検業務)

第 30 条 本浄化センター内設備等を適正に運転するために次に掲げる業務を行う。なお、法定検査等の特別な資格、専門技術を要する検査、点検については別条に定める委託業務に含め、保守点検業務の範囲外とする。

(1) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、兆候を発見するため、原則として毎日行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。なお、業務対象となるポンプ場については、施設能力に応じた設備点検を行うものとする。

(2) 定期点検

機器及び設備が正常であることの確認及び機能の予防保全を目的に週、月、年等の期間を定めて行う点検。主として振動測定、機能確認、調整、分解清掃及び記録等の作業。

(3) 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

(4) 軽微な故障修理

日常点検、定期点検及び臨時点検から発見された異常や不具合に対して、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としない、本仕様書に定める勤務時間内に作業、処置できる修理等の作業。

(5) 小規模機器修繕

日常点検、定期点検及び臨時点検から発見された異常や不具合に対して、特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要とする修理等の作業。

例) 電動機の軸受交換、多段ポンプのグランドパッキン交換、水中ポンプのケーブル交換等

(6) 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業。

(7) 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、通路、水路、トラフ等の清掃、塗装補修等の作業。

(8) その他

①簡易な部品交換を伴う機器及び設備の補修等の作業。

②河川放流水路、吐出口及び築堤の点検作業。

- 2 受託者は、前項に定める保守点検業務を行った結果、異常及び故障を発見した場合には、速やかに委託者に報告し、その指示に従い応急措置、原因調査を行って措置するとともに経過を記録、報告しなければならない。ただし、軽微なものについては直ちに措置し記録、報告するものとする。

- 3 受託者は契約書第28条（臨機の措置）及び仕様書第30条（保守点検業務）第1項に定める

保守点検業務において、安平町が所有するけん引式電源車を使用する場合に限り、安平町が所有する当該車両をけん引できる能力を有するけん引装置を備えた公用車を運転できるものとする。この場合の使用基準等の一切は、安平町職員が運転した場合の条件を適用し、運転に係る費用の一切は業務委託料に含むものとする。

(水質試験業務)

第 31 条 本業務の処理状況を確認し、運転計画を作成するために必要な水質試験は次の各号のとおりとする。分析項目、分析頻度については別紙 1「安平町浄化センター水質試験業務要綱」に示すものとする。

(1)分析

分析は次の事項について行うものとする。

ア 日常試験

水温、透視度、pH、DO、MLSS、SV30、RSSS 等、処理状況の把握を目的に日常的に行う試験であり、原則休日を除く毎日実施する。

イ 中間試験

SS、COD、BOD、大腸菌数、n-ヘキサン等の処理状況、放流水の排水基準の遵守状況の把握を目的に行う試験であり、月 2 回実施する。

ウ 監視試験

全窒素、全リン、n-ヘキサン等の流入状況の把握を目的に行う試験であり、流入水を対象に月 1 回実施する。

エ 汚泥試験

供給汚泥濃度、脱水汚泥含水率等、汚泥処理状況の把握を目的に行う試験であり、脱水機運転毎に実施する。

オ 汚泥精密試験

供給汚泥及び脱水汚泥の強熱減量について把握を行う試験であり、脱水汚泥搬出毎に実施する。

(2)水質試験結果データの整理等

(3)委託者が指示する採水立会い等

2 受託者は、前項に定める業務を行うに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

(1)水質試験室は、常に整理整頓し清潔にすること。

(2)薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を行うこと。

(委託業務)

第 32 条 特別な資格や専門技術を要する機器点検及び法定検査、専用機械等を使用して行う業務等、専門業者が行う業務であり、本業務に含むものを別紙 2「安平町浄化センター委託業務一覧」に示すものとする。

2 受託者は、前項に定める業務を行うにあたっては、適正に履行管理を行い、完成後は速やかに委託者に報告し、検査を受けなければならない。なお、委託する専門業者を選考するにあたっては、あらかじめ委託者の承認を得るものとする。

(事務業務)

第 33 条 業務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 業務担当員との業務打ち合わせ、報告
 - (2) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、文書等の作成、整理等の作業。
 - (3) 事務室内の整理、整頓等の簡易な作業。
- 2 受託者は、前項に定める業務を行うにあたっては、委託者と緊密な連絡をとり、適切に行うものとする。
- 3 受託者は、本仕様書に定める業務報告書については、適宜適切な時期に作成するものとする。

(その他の業務)

第 34 条 業務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 町民等からの問合せに対する受付、対応。
- (2) 敷地内及び建物屋上等の点検、清掃、除草及び敷地境界の点検、清掃等の作業。
- (3) 場内設備に係る備品、材料等の保管、管理等の作業。
- (4) 支給材料払出しの補助作業。
- (5) 除塵、除砂に係る業務。
- (6) 来場者等の対応及び対外折衝の補助作業。
- (7) 契約期間の満了までに委託者が指定する者に対して行う業務引継ぎ。
- (8) その他汚泥処理業務（安平浄化センター汚泥受入・処理）

(業務予定表)

- 第 35 条 受託者は、各月末までに翌月の作業予定、機器の保守点検予定をたて、業務担当員と協議し業務計画表を提出しなければならない。
- 2 業務予定等は、委託者が定める機器の保守点検基準（別紙 6）に準拠しなければならない。
- 3 受託者は、委託者と協議し決定した業務予定等に従い、誠実にその業務を遂行しなければならない。

第 4 章 費用区分と支払い

(業務委託料の支払い)

第 36 条 受託者は、月報等の報告書を提出し、当該月の履行内容について承認が得られた後、次に定める当該月の業務委託料を請求するものとする。

1) 年度別の業務委託料

年度別の業務委託料は、内訳書による年度毎の金額に消費税等相当額を加算した金額とする。

2) 月別の業務委託料

月別の業務委託料は、年度別の業務委託料のうち消費税等相当額を差し引き、12(ヵ月)で割った金額(万円で割り切れない場合は、3月分の業務委託料にまとめる。)に消費税等相当額を加算した金額(ただし、月別の業務委託料の合計金額が契約金額と差異を生じた場合は、履行最終年度3月分の業務委託料にて調整した金額。)とする。

また、契約変更による契約金額の増減が生じた場合は、その増減分から消費税等相当額を差し引き、契約変更日を含めた月から履行最終年度3月までの月数で割り返した金額

(万円で割り切れない場合は、履行最終年の業務委託料にまとめる。)に消費税等相当額を

加算した金額を、当初契約時に定めた月別の業務委託料に加算した金額（ただし、月別の業務委託料の合計金額が契約金額と差異を生じた場合は、履行最終年度3月分の業務委託料にて調整した金額。）とする。

（委託者の費用負担）

第37条 本業務の履行に必要となる費用のうち、委託者が支給または、費用の負担をするものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託者が作成する修繕計画に基づく機器設備修繕費
- (2) 汚泥処理に係る脱水汚泥の運搬及び処理費
- (3) その他、特に委託者が業務上必要と認めた経費

（受託者の費用負担）

第38条 本業務の履行に必要となる費用のうち、受託者が費用の負担をするものは、次の各号に掲げるものとする

- (1) 人件費 (給与、福利厚生、諸手当等)
- (2) 安全用具費 (ヘルメット、安全用消耗品等)
- (3) 被服費 (作業服、軍手、長靴、上履き等)
- (4) 事務用品費 (事務用品、報告記録用紙類)
- (5) 光熱水費 (電気、水道、灯油、軽油)
- (6) 通信費
- (7) 潤滑油脂類 (補充及び交換用のオイル、グリース等)
- (8) 作業用消耗品
- (9) 水処理薬品費 (滅菌剤、無機凝集剤、高分子凝集剤)
- (10) 水質試験用消耗品
- (11) 分析薬品費 (水質試験用各薬品)
- (12) 外注分析費 (法定試験項目及び汚泥溶出、含有試験)
- (13) 消防設備法定点検費
- (14) 機械警備業務費
- (15) 電気保安管理業務費
- (16) 場内清掃費（床ワックス清掃、その他清掃全般）
- (17) 植栽管理費
- (18) 場内除雪費
- (19) 機械リース費 (巡回車両、クレーン付きトラック等)
- (20) その他業務に必要な全ての機械器具等

（施設の改修及び改造）

第39条 受託者は、本業務の履行にあたり施設の改修及び改造を行う場合には、委託者と協議をしなければならない。

（破損及び損害賠償）

第40条 受託者は、本業の履行中に発生した運転管理上の不備、誤操作等による対象施設の異常・破損・故障等は、受託者の負担において速やかに補修、取替えまたは、補償等を行うものとする。

(業務終了時の措置)

第 41 条 受託者は、契約の終了によって履行期間を終えたときには、受託者に所属する物品等を撤去するとともに委託者が貸与したものを返却し、本業務の施設を継続して使用可能な状態にして速やかに委託者に明け渡しをしなければならない。

(疑義の解釈)

第 42 条 本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者、受託者双方の協議のうえこれを定めるものとする。

第 5 章 実施基準

(流入水及び放流水)

第 43 条 浄化センターに流入する汚水の想定水質及び想定水量は次のとおり。受託者は、自らの技術力と創意工夫により運転管理業務を履行し、放流水質その他の要件を満たさなければならない。

1) 想定流入水質

水質項目	単位	早来浄化センター		追分浄化センター	
		設計値	実績値	設計値	実績値
BOD	mg/L	340	245	300	194
SS	mg/L	280	234	220	213

※想定水質は実績値を使用する。また、実績値は令和 3 年度から令和 6 年度の平均値を示す。

2) 想定流入水量

年 度	単位	早来浄化センター		追分浄化センター	
		年間水量	日平均	年間水量	日平均
R 8	m ³	314, 694	862	254, 299	697
R 9	m ³	314, 250	859	253, 675	693
R 10	m ³	313, 806	860	253, 051	693
R 11	m ³	313, 362	859	252, 427	692

3) 流入水量の実績

年 度	単位	早来浄化センター		追分浄化センター	
		年間水量	日平均	年間水量	日平均
R 3	m ³	329, 408	902	271, 538	744
R 4	m ³	330, 688	906	271, 445	744
R 5	m ³	307, 767	843	241, 808	662
R 6	m ³	307, 568	840	244, 431	668

(要求水準)

第 44 条 本業務の運転・維持管理において、次の基準は受託者が最低限度満たすべき要求水準値であり、受託者の責に属さない外的要因等による場合を除き、要求水準値を満たさない場合は、ペナルティを課する。ペナルティは、要求水準を超えた日から回復したことが確認された日までの日数を、委託期間の日数で割り返した 1 日あたりの委託額（需用費除く）に掛けた金額とし、相当額を減額する（契約書別記 3）。

(放流水質)

ア	pH	:	5.8 以上～8.6 以下
イ	BOD	:	15 mg/L
ウ	SS	:	40 mg/L
エ	大腸菌数	:	800CFU/mL

(目標基準)

第 45 条 本業務の運転・維持管理において、次の基準は過去の運転管理実績を勘案して設定した基準値であり、受託者の責に属さない外的要因等による場合を除き、受託者に常時確保すべき目標として捉えていただきたい基準値である。遵守基準を超えない限り、目標基準を上回っても違約金の対象とはならないが、速やかに委託者に報告し、原因究明と復旧に努めることとする。

(放流水質)

ア	pH	:	6.0 以上～8.0 以下
イ	BOD	:	10 mg/L
ウ	SS	:	15 mg/L
エ	大腸菌数	:	300CFU/mL

(脱水ケーキ)

ア	含水率	:	83%以下
---	-----	---	-------

(運転記録)

第 46 条 受託者は、業務実績を明らかにするために、本業務に係る業務日報を作成するとともに、以下の報告書を停滞なく提出する必要がある。

1) 日報

◎本業務に係る各日ごとの業務実績を取りまとめ、役場閉庁日を除き毎日業務担当員へ提出するものとする。ただし、特段の異常がない場合は毎週月曜日（役場閉庁日の場合は、次の開庁日とする。）に最長一週間分（年末年始は役場閉庁前の提出日から次の役場開庁日前の日曜日まで）を一括して業務担当員まで提出してもよいものとする。日報に記載する内容は、仕様書等によるが、次の内容は必ず日報に記載するものとする。

- ア 運転管理状況
- イ 水質試験・汚泥性状分析の分析結果
- ウ その他委託者が要求する資料

2) 月報

◎本業務に係る各月ごとの業務実績を取りまとめ、翌月の 10 日（土曜日、日曜日及

び祝日の場合は、次の開庁日とする。)までに月報として取りまとめ提出する。月報に記載する内容は、仕様書等によるが、次の内容は必ず月報に記載するものとする。

- ア 運転管理状況
- イ 水質試験・汚泥性状分析の分析結果
- ウ 各種ユーティリティの使用状況等
- エ 保守点検、整備で実施した内容
- オ 簡易な修繕、造作で実施した内容
- カ その他委託者が要求する資料

3) 年度報告書

◎本業務に係る各年度ごとの実績報告を取りまとめて、毎年4月10日(土曜日、日曜日の場合は、次の開庁日とする。)までに年度報告書として取りまとめ提出する。年度報告書に記載する内容は、仕様書等によるが、次の内容は必ず年度報告書に記載するものとする。

- ア 運転管理状況
- イ 水質試験・汚泥性状分析の分析結果
- ウ 各種ユーティリティの使用状況等
- エ 保守点検、整備で実施した内容、実施日
- オ 簡易な修繕、造作で実施した内容、実施日
- カ その他委託者が要求する資料

4) その他

◎本業務において、次に掲げる機器等の故障、災害、事故、放流水質等に係る目標基準を上回った時等が発生した場合は、速やかに報告書を取りまとめ、提出する必要がある。月報に記載する内容は、個別に委託者と協議し決定するものとする。

- ア 機器等の故障発生時
- イ 地震、豪雨等の災害発生時
- ウ 事故発生時
- エ 放流水質等に係る目標基準を上回った時
- オ 住民等から苦情等があった時
- カ 委託者から報告書の提出を要求されたとき
- キ その他受託者が速やかに報告することが適切と判断した時

(履行状況検査)

第47条 本業務は、受託者の履行状況について委託者または委託者が認めた他の機関による検査を実施することがある。受託者は、誠意を持って検査を受検するものとし、検査の結果、本業務の履行内容について指示を出すことがある。この指示に従わなかった場合(ただし、受託者の責に属さない外的要因により指示に従うことが困難な場合は除く。)または検査の結果、本業務の委託の継続が不適切と認められた場合は、本業務の契約を解除することがある。

(業務引継ぎ)

第48条 受託者は、履行開始日までに円滑に受託業務を行うことができるように自らの責任におい

て準備を行うこととし、準備に必要な経費に関しては受託者の負担とする。

- 2 受託者は、本業務の履行期間終了時まで、本業務の履行に必要な情報を次の受託者に引継ぐものとする。

(その他)

第 49 条 本業務の履行については、次の要件を満たすこと。

- 1) 緊急時（異常流入水の流入、天災等）において、1 時間以内に緊急体制が取れるものであること。

安平町浄化センター 水質試験業務要綱

1. 水質試験に係る各業務

(1) 日常試験（休日等を除く毎日。）

別表－1に示す日常試験を、休日等を除く毎日実施する。なお、採水は概ね10時とする。

(2) 中試験（月2回）

別表－1に示す中試験を月2回実施する。なお、採水は概ね10時とする。

採水は原則として雨天の影響の少ない日に実施する。

(3) 監視試験（月1回）

別表－1に示す監視試験を月1回実施する。なお、採水は概ね10時とする。

採水は原則として雨天の影響の少ない日に実施する。

(4) 汚泥試験（脱水作業毎）

別表－2に示す汚泥試験を、脱水作業毎に実施する。

2. 水質試験法

下水試験方法（社団法人 日本下水道協会発行 2012年版）に基づき実施することとする。

下水試験法にない水質試験及び水質試験方法で疑義が生じた場合は、委託者の指示を受ける。

3. 水質試験試薬等について

水質試験試薬等については、JIS規格値があるものは特級試薬を使用する。JIS規格値がないものは、可能な限り品質の高いものを使用する。

水質試験試薬等で疑義が生じた場合は、委託者の指示を受ける。

4. 水質試験結果の報告

実施した水質試験結果は、速やかに委託者に報告する。

別表－１ 日常試験（毎日：◎），中試験（月２回：○）及び監視試験（月１回：△）

試料名 試験項目	流入水 (流入水路)	ディッチ混合水 (ディッチ)	処理水 (最終沈殿池)	返送汚泥 (返送ポンプ)	放流水 (放流口)
水温	◎	◎	◎		◎
透視度	◎		◎		◎
pH	◎	◎	◎		◎
蒸発残留物	○				○
残留塩素	○				○
強熱残留物	○				○
強熱減量	○				○
溶解性物質	○				○
SS	○		○		○
COD Mn	○		○		○
BOD	○		○		○
大腸菌数	○		○		○
全窒素	△				○
アンモニア性窒素					○
硝酸性窒素					○
亜硝酸性窒素					○
全リン	△				○
n-ヘキサン抽出物質	△				○
DO		◎			
MLSS		◎			
MLVSS		○			
SV30		◎			
SVI（計算）		◎			
返送 SV30				◎	
RSSS				◎	
RSVSS				○	
生物観察		○			

【備考】水質異常時には、分析項目，分析頻度，採水場所について委託者と別途協議を行う。
処理水の分析は、追分浄化センターについて行う。

別表－２ 汚泥試験（脱水機運転毎：◎）及び汚泥精密試験（汚泥搬出毎：○）

試験項目	供給汚泥	脱水汚泥
蒸発残留物質	◎	
含水率		◎
強熱減量	○	○

別紙 2

安平町浄化センター 委託業務一覧

1. 消防設備点検業務

関係法令を遵守し、消防設備等の点検を行う。詳細は別紙3のとおり。

- ① 総合点検は概ね毎年8月に実施する。（所轄の消防署へ提出すること。）
- ② 機器点検は概ね毎年2月に実施する。

2. 機械警備業務

夜間及び休日の無人時間の保安・監視は、専門機関へ委託する。詳細は別紙4のとおり。

3. 自家用電気工作物保安管理業務

電気事業法に基づく保安管理業務の主契約は、安平町と保安管理業者（法令で定める機関）が締結し、契約に係る費用の支払いを受託者が行う。

また年1回以上のエンジンオイル及びオイルエレメントの交換を行うこと。

4. 可搬式発電機等運転管理業務及び保安管理業務

停電時等において可搬式発電機及びけん引式電源車を使用可能な状態とするため、以下の業務を実施する。なお、電気事業法に基づく保安管理業務及び費用の支払いは、前項3と同様とする。

- ① クレーン付トラックへの積込業務及び各汚水中継ポンプ所ケーブル接続業務
- ② けん引式電源車による各汚水中継ポンプ所ケーブル接続業務
（町が指定する公用車によるけん引運転業務（けん引免許不要、普通自動車運転免許交付後運転経験1年以上の者に限る）を含む）
- ③ 年1回以上のエンジンオイル及びオイルエレメントの交換

5. 床清掃業務

管理棟を衛生的に維持するため、床清掃及び窓清掃を実施する。実施時期及び内容は別紙5のとおり。

- ① 床清掃（洗浄、ワックス、カーペット）は、概ね毎年8月と2月の年2回実施。
- ② 窓清掃（管理棟）は、概ね8月の年1回実施。

6. 植栽管理業務

環境美化を目的とし、植栽管理を実施する。実施時期及び回数は次のとおり、範囲は別図3のとおり。

ア 早来浄化センター

- ① 芝刈り業務（A：11,883 m²）は年5回実施。
- ② 国道法面草刈り業務（A：1,446 m²）は年2回実施。
- ③ 放流口管理道路草刈り業務は年2回実施。
- ④ 放流口草刈業務は年1回実施。
- ⑤ 放流口清掃業務は年1回実施。（汚水1箇所、雨水2箇所）
- ⑥ 雪だるま池の清掃業務は年3回実施（春季、夏季、秋季）。 -

イ 追分浄化センター

- ① 芝刈り業務（A：4,150 m²）は年5回実施。

②町道入口草刈り業務は年4回実施。

③放流口草刈り業務(A=290m²)は年4回実施。

7. 除雪業務

通常は、降雪量が10cm以上のときに除雪を行う。除雪範囲は別図4に示すとおり。

8. 法定分析業務

水質汚濁防止法に基づく水質分析を、法令で定める機関へ委託する。試験項目及び頻度は次のとおり。ただし、本委託期間中に関係法令が改正された場合は、その法令に準拠するものとし、これに伴う委託費の変更については委託者と受託者で協議して決定する。

①放流水（2回／年）全33物質

カドミウム及びその化合物・シアン化合物・有機燐化合物・鉛及びその化合物・六価クロム化合物・砒素及びその化合物・水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物・アルキル水銀化合物・ポリ塩化ビフェニル・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・セレン及びその化合物・ほう素及びその化合物・ふっ素及びその化合物・フェノール類含有量・銅含有量・亜鉛含有量・溶解性鉄含有量・溶解性マンガン含有量・クロム含有量・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・1,3-ジクロロプロペン・ベンゼン・1,4-ジオキサン

②汚泥溶出試験（1回／年）全25物質

カドミウム又はその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン

③汚泥含有試験（1回／年）全6物質

砒素・カドミウム・全水銀・ニッケル・クロム・鉛

安平町浄化センター 消防設備点検業務要綱

1. 消防設備点検業務内容

浄化センター内消防設備の点検を「消防法」，「建築基準法」その他関係法令を遵守し実
する。

点検結果は関係機関へ報告する。

2. 点検実施月

①総合点検は概ね毎年 8 月に実施する。（所轄の消防署へ提出すること。）

②機器点検は概ね毎年 2 月に実施する。

3. 対象設備

○総合点検

実施施設：早来浄化センター

- ・消火器 16 本
- ・誘導灯 17 台
- ・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 12 個
- ・自動火災報知設備（P 型 1 級受信機） 1 台
- ・光電式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 13 個
- ・発信機 7 個
- ・音響装置 7 個
- ・表示灯 7 個

実施施設：追分浄化センター

- ・消火器 15 本
- ・誘導灯 12 台
- ・自動火災報知設備（P 型 1 級受信機） 1 台
- ・差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 15 個
- ・光電式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 2 個
- ・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 7 個
- ・発信機 7 個
- ・音響装置 7 個
- ・表示灯 7 個

○機器点検

実施施設：早来浄化センター

- ・消火器 16 本
- ・誘導灯 17 台
- ・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 12 個
- ・自動火災報知設備（P 型 1 級受信機） 1 台
- ・光電式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 13 個
- ・発信機 7 個
- ・音響装置 7 個
- ・表示灯 7 個

実施施設：追分浄化センター

- ・消火器 15 本
- ・誘導灯 12 台
- ・自動火災報知設備（P 型 1 級受信機） 1 台
- ・差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 15 個
- ・光電式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 2 個
- ・定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器 7 個
- ・発信機 7 個
- ・音響装置 7 個
- ・表示灯 7 個

4. 留意事項

- (1) 消防機関等への報告義務があるものは、受託者負担にて代行すること。
- (2) 消火器の入替費用は本業務に含まない。
- (3) その他疑義は業務担当員と打合せすること。

別紙 4

安平町浄化センター 機械警備業務要綱

1. 警備場所

受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| ① 浄化センター | 所在地 勇払郡安平町早来栄町 1 8 4 番地 2 |
| | 名 称 早来浄化センター |
| ② 浄化センター | 所在地 勇払郡安平町追分豊栄 4 5 4 番地 4 |
| | 名 称 追分浄化センター |

2. 警備範囲

警備範囲は別紙 2 のとおり。

3. 使用回線及びシステム商品名

- ・ 早来浄化センター
甲の光回線（常時断線監視機能付）を使用するセコム
- ・ 追分浄化センター
甲の光回線（常時断線監視機能付）を使用するセコム

4. 受託業務の種類

受託者が受託する業務の種類は、防犯サービス、火災監視サービスとする。

5. 業務提供時間

防犯サービスの業務提供時間は以下のとおりとする。

- ・ 平日の勤務時間外とする。（勤務時間 8：30～17：30 を除く時間）
- ・ 受託者の休日は終日とする。

6. 留意事項

その他疑義は必要の都度、業務担当員と協議し文書にて取り決めるものとする。

安平町浄化センター 床清掃業務要綱

1. 清掃範囲

浄化センター内清掃範囲は別図 2 のとおり。

2. 清掃実施月

清掃は、概ね 8 月と 2 月に実施する。

3. 清掃内容

○実施月：8 月

実施施設：早来浄化センター

1. 床清掃（樹脂ワックス 2 回塗布）

・ 玄関ホール、廊下、便所、更衣室、水質試験室、給湯室、浴室、書庫

2. ジュータン清掃（カーペットタイルエクストラクターによる洗浄）

・ 事務室、会議室

3. 硝子清掃（洗剤による洗浄および硝子スクイジーによる拭取り）

・ 玄関ホール、事務室、会議室、水質試験室、休憩室、書庫、更衣室、女子便所、電気室

4. 窓枠清掃（洗浄および拭取り）

・ 玄関ホール、事務室、会議室、水質試験室、休憩室、書庫、更衣室、女子便所、電気室

実施施設：追分浄化センター

1. 床清掃（樹脂ワックス 2 回塗布）

・ 玄関ホール、廊下、便所、給湯室、前室 1、前室 2、水質試験室、書庫、脱衣室

2. ジュータン清掃（カーペットタイルエクストラクターによる洗浄）

・ 事務室、会議室

3. 硝子清掃（洗剤による洗浄および硝子スクイジーによる拭取り）

・ 玄関、事務室および会議室、前室 2、作業員控室、脱衣室、水質試験室

4. 窓枠清掃（洗浄および拭取り）

・ 玄関、事務室および会議室、前室 2、作業員控室、脱衣室、水質試験室

○実施月：2 月

実施施設：早来浄化センター

1. 床清掃（樹脂ワックス 2 回塗布）

・ 玄関ホール、廊下、便所、更衣室、水質試験室、給湯室、浴室、書庫

実施施設：追分浄化センター

1. 床清掃（樹脂ワックス 2 回塗布）

・ 玄関ホール、廊下、便所、給湯室、前室 1、前室 2、水質試験室、書庫、脱衣室

4. 留意事項

(1) 常にセンター内の清潔を維持するよう努めること。

(2) その他疑義は業務担当員と打合せすること。

1. 日常点検

(1) 点検内容

- ① 稼働中の機器については、音、圧力、電流値、油面、振動、回転状況等を確認する。
- ② 点検時に異常を発見した時は、必要に応じ委託者へ連絡する。
- ③ 給油等の「軽微な整備」については、点検中に措置する。
- ④ その他の異常については、予備機に切替え等の措置をとる。

(2) 日報記載データ読取

- ① 気温（最高、最低）
- ② 最大電力（30 分平均値）
- ③ 水道使用量
- ④ 薬品使用量

(3) 「軽微な整備」について

- ① 機器の補給油
- ② ポンプ軸受グラントパッキンの増し締め

2. 定期点検

(1) 定期点検の内容

- ① 各機器の稼働状態における点検である。常時稼働しない機器についても、原則として運転状態で点検する。
- ② 各機器を一定時間稼働し、音、圧力、電流値、油面、振動、回転状況等を確認する。
- ③ 以下の「軽微な整備」を行う。
各機器のグリスアップ及びオイル交換、塗装剥離部の塗装、及び防錆塗装
- ④ 月切替にて、複数の台数がある機器は当月使用機器を決める。
- ⑤ 以下の機器について、「絶縁抵抗値測定」を行う。
低圧動力機器、照明・コンセント回路
- ⑥ 以下の機器について、「振動測定」を行う。
曝気装置、返送汚泥ポンプ、脱臭ファン等
- ⑦ 以下の槽について内部点検・清掃を行う。
主ポンプ井、汚水分配槽、塩素混和池、処理水槽（用水槽）、中継ポンプ所
- ⑧ 以下の計装機器について、「点検・清掃または校正」を行う。
水位計、流量計、濃度計、DO計、pH計
- ⑨ 停止中の機器については、破損の有無、給油状態等を確認する。

3. 法定点検

- ① 以下の設備について法令に基づき点検および自主点検を行う。
自家用電気工作物、可搬型発電機、消防設備、クレーン、
第2種圧力容器、冷媒装置、局所排気装置、遠心分離器

別紙 7

安平町浄化センター その他汚泥処理業務要綱

1. 業務内容

安平町安平浄化センターにて発生する汚泥について受入・処理を行う。

2. 予定数量

予定される汚泥受入量は表-1 のとおり。

3. 汚泥試験

汚泥受入毎に実施する汚泥試験は次のとおり。

汚泥濃度，蒸発残留物質，強熱減量

4. 試験法

下水試験方法（社団法人 日本下水道協会発行 2012 年版）に基づき実施することとする。

5. 汚泥試験結果の報告

実施した汚泥試験結果は、速やかに委託者に報告する。

表-1 予想汚泥受入量

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受入量 (m ³)	58	61	64	65
濃度 (%)	2.0	2.0	2.0	2.0
固形物量 (kg)	1,157	1,216	1,268	1,304